字北原　二八九八番一　二号
二九一八番　四号
二九四二番　五号
二九五一番ロ　六号
二九五〇番　七号
二九五六番二　八号
三〇〇七番　三号
字北原日影　二九六一番一　九号
字北原ワナド　二一二三番一四　十号、十一号、十二号及び十四号
字マミノ尾　六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県諏訪郡下諏訪町
字廣畑　一〇一四〇番　一号
字鎌石　一〇一五〇番　二号
一〇一七九番　三号
字牛ヶ馬場　一〇三一七番　四号
字蛇崩　一〇四〇六番　五号
一〇三六四番二　六号

○国土交通省告示第三百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
洗出川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県小林市細野
字山中前　五七四〇番八一二　一号
五七四〇番八一五　二号
五七四〇番八一六　三号
五七四〇番八一七　四号
五七四〇番七九四　五号
五七四〇番七九一　六号
五七四〇番七八七　七号
五七四〇番七八二　八号
五七四〇番八二八　九号
五七四〇番八二一　十号
五七四〇番九四九　十一号
五七四〇番九六四　十二号

○国土交通省告示第三百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和三十八年建設省告示第二千六百六十六号で指定した新野川に掲げる土地の区域及び昭和四十一年建設省告示第千六百三十号で指定した新野川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第三百八十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年三月十日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
1　名称
株式会社石巻中部自動車学校
2　主たる事務所の所在地
宮城県石巻市門脇字浦屋敷一二四番一号
3　講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
株式会社石巻中部自動車学校
2　主たる事務所の所在地
宮城県石巻市門脇字浦屋敷一二四番一号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
株式会社石巻中部自動車学校
2　主たる事務所の所在地
宮城県石巻市門脇字浦屋敷一二四番一号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
株式会社石巻中部自動車学校
2　主たる事務所の所在地
宮城県石巻市門脇字浦屋敷一二四番一号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第三百八十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年三月十日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第三百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年三月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5189号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	TK—2720型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5260号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK—2420RS型	〃	〃
第5261号	〃	TK—5120RS型	〃	〃

一　名称
株式会社大原自動車学校
二　主たる事務所の所在地
岐阜県多治見市幸町七丁目二九番地の一
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三百八十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年三月十日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社大原自動車学校
二　主たる事務所の所在地
岐阜県多治見市幸町七丁目二九番地の一
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）